

次に、議席3番、渡邊昇君。

〔3番 渡邊 昇君登壇〕

○3番（渡邊 昇君） 皆さん、こんにちは。傍聴の方、午前引き続き大変ご苦労さまでございます。議席3番の渡邊昇でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

昨年9月の定例会でも取り上げさせていただきました東日本大震災から1年、福島第一原発は、今は冷温状態、または収束と言われておりますが、大気汚染線量は、境町においては通常範囲程度だと思えます。本県の県北を初め水戸中央、県南地区におきましては、通常より高い測定結果が出ています。

そこで、昨年購入した放射性物質の検査機器、これは2市2町とむつみ農協の農業振興協議会において買ったものであります。それはサンプル調査が最優先という話を聞いております。そこで、週2回の検査の中で、学校給食食材の検査は、不便さもあり、小さいお子さんを初め児童生徒、そして町民一人一人の不安解消とは言えないのではないかと私は思います。町内で生産された畜産・水産物、自給自足で食べる人、販売する人の身になって、消費者が求める食の安全・安心を最優先に考えたときに、当町で購入すべきではないかと私は思います。

そこで、(1)として、町に配分する復興対策交付金において、①として、放射性物質の検査機器（食材用）を町で購入の考えはないのか。

次に、全町民が防災意識の向上と、いざ、災害避難のために、②として、災害非常用持ち出し袋の全世帯配布の考えはないのか、お伺いしたい。

続きまして、(2)、子ども手当についてお聞きします。以前にも取り上げた子ども手当の一部を就学生（全員対象）の給食費に町では充てられないのか。前回のときは、町の答弁は、国の制度上、まだできないという答えの中で、その後についてお伺いしたい。

次に、(3)といたしまして、自殺防止対策についてです。①として、現況と町の取り組みについてお聞きしたい。

続きまして、(4)として、放棄農地についてでございます。①として、耕作放棄地再生利用交付金の活用状況と今後の見通しは。

以上、4項目5点についてお伺いしますので、答弁をよろしくお願いします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） それでは、渡邊昇議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、町に配分する復興対策交付金についてのご質問に対し、お答えをいたします。交付金につきましては、東日本大震災からの復興に向けて、国から措置されました、特別交付税による復興基金70億円を市町村の被害状況に応じ、県独自の算出方法に基づき配分をされたものでございます。

境町の交付金交付決定額は5,200万円となっております。交付金の名称は、「市町村復興まちづくり支援事業費交付金」として創設をされ、要綱及び規則が平成24年1月5日に施行されたところでございます。

趣旨につきましては、東日本大震災からの復興等に向けて、住民生活の安全や地域経済の活性化など、

復興等に向けたまちづくりを推進するため、市町村が作成した復興まちづくり計画に基づく事業に要する費用に対し、知事が交付するものでございます。提出期限が平成24年1月20日までとなっておりますので、市町村復興まちづくり支援事業費交付金交付申請書及び市町村まちづくり支援事業に係る「復興まちづくり計画」を提出したところでございます。

事業の内容につきましては、事業の実施期間が平成27年度までとなっておりますので、庁内で検討するとともに、県と協議した結果、今年度におきましては基金に積み立てをして、平成25年度の義務教育施設整備及び道路整備の計画書を提出したところでございます。

次に、放射性物質の検査機器（食材用）を町で購入の考えはないかのご質問でございますが、放射性物質の測定につきましては、効率的な測定器の活用として、運用面での利用範囲の拡大を図り、給食食材についても測定の実施をしているところでございます。

町の計画的な測定32検体のほかに直売等を目的とした個人の農家の方や生産者団体からの依頼により、11検体の測定を実施しており、町の測定結果についてはホームページで公表していることもあり、最近では個人の方の測定要望は、ほとんどない状況であります。

また、現在導入の検査機器は、この4月から適用される食品の放射性物質の新基準の改正についても十分対応できるものでありますので、現在の利用状況を精査する中で、構成市町との調整も可能と思われれますので、運用面での調整を図り、より広い範囲での活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、災害時非常用持ち出し袋の全配布の考えはないかのご質問に対し、お答えをいたします。渡邊議員ご指摘のとおり、昨年の中日本大震災の教訓から、大規模災害時に困らないため、避難・防災グッズを自宅に用意しておくことは非常に重要なことでございます。

緊急避難を要する災害が発生した場合、避難先で公的な支援、ボランティア団体の支援、応援を受けるには、1日から3日程度の時間を要すると言われております。

この緊急最低限の災害予防・避難用品には、簡易食料、ほ乳瓶、水、タオル、防寒具、飲料水、毛布、衣類、手袋などの生活用水、衣類、医薬品、ラジオ、電池、懐中電灯、ライター、缶切り、ろうそく、ナイフなど多種多様であり、これらをまとめて入れられるかばん、バッグ等が非常用持ち出し袋となるわけでございます。

この非常用持ち出し袋は、押し入れなどの保管は、いざというときに簡単に取り出せないため、玄関のわかりやすい場所に置くこと、また玄関がつぶれて取り出せなくなったときは、窓から脱出する必要があるため、玄関用とは別に物置の中とか、自家用車の中とか、複数の場所に分散して置くことが理想的であるとも言われております。

これらを考慮した場合、各家庭におきまして必要な備品等は、それぞれ協議をしながら準備していただくもので、常日ごろから、いざ、災害が起こったとき「自分の身を守る」「火の始末をする」「どこへ避難する」「何を持っていく」「家族との待ち合わせ場所はどこにする」など、こうしたことをふだんから家族で話し合っておかなければ、とっさに行動はできませんので、東日本大震災から1年をきっかけとして、もう一度、家族で確認していただくなど、防災意識の高揚のため、町といたしましては、今後より一層、ご質問の趣旨を含め、啓蒙啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） 先ほど内海議員さんのほうから質問がありまして、重複した答えになるかとは思いますが、私の考えからいいますと、先ほど部長から説明があったように5,200万円の交付金のほうからお願いしているわけでございまして、基金に積むのだということですが、これは何に使ってもいいということで配分されたと思っています。今放射能や緊急のときに必要なお金ではないかと私は思うので、基金に入れておくのもいいけれども、必要があると思えば、それを使っていただくという考えもあるのではないかとということで、お話をしているところでございます。

午前中、内海議員のほうから少しは情報が入ったというか、お聞きしたので、言わせてもらうのですが、2市2町で買ったものは、サンプリングが最優先ということでありまして、一般の方のものは受け付けられないということで始まったと私は思っています。私の知っている中で、実は川で魚をとったのですが、ああいうのは検査してくれるのかいと言われたことがあります。猟をやっている方に、鳥をとったのだけれども、ああいうのはどうなのだと。私は、役場のほうへ電話したら、だれとは知らないけれども、お答えした人がいます。その答えは、すべてそういうのはだめなのだという回答は、私は、そういうふうにとっております。

そういう中で、内海議員さんがやったのに、なぜ私がしつこく言うかというのは、自分でとった獲物とか、川のもの、町長も川魚が好きだということで、食べている方なんかは、その辺でとったのを食べたのですよ。それも危ないからよそうか。それは自分でいいと思えば食べてもいいのだよと、これは答えはいろいろあるのですよ。自分がいいと思えば、おれは別に20年も30年も生きないのだからいいよといえ、それでもいいし、だからといったって、では、いいのかといえ、いいものではないのですよね。不安があるのですよ。その不安解消というのが、私は大事だと思うのですよ。ただ、数値が少ないから安心だとか、いいとかではないのだと思うのですよ。住民の安心というのは、それが安心だと思うのですよね。

確かに猟をやっている人が、カモをとった、キジをとったといったって、ことはだめなのだよなど。猟をやる人が少なかったですよね、みんな知っているとおりの。何でかという、聞きますと、どうせとったって食えないからということになりました。後ろに猟友会の新谷会長さんがいますけれども、そういう中で風評被害もあると思いますよ。そういう意味で、町に1つあったら、おやじがとった里芋はどうだんべとか、キノコが、栃木県那須あたりで騒いでいますね、原木。ああいうのとか、あとは自然に生えるキノコ、こういうのはやはり心配ですよ、この辺でも。そういうのををはかるには、どうしたらいいかといえ、やはり町に1つあれば、ちょっとおれんちのをはかってくれるかと気軽に町ではかかってきて住民を安心させる、これが大事なと私は思って、内海議員さんに続き、これはやらせてもらっている。しつこいようですけども、そういうことでお願いしているのが第1点。

②としての非常用持ち出し袋、これも買えばいいのだと、これはわかりますよ。そうではなくて、自分の意識を強くするには、町でもらったのだと、境町のマークがあるよ、そういうのを玄関先に置いた場合、境町はよくやっているなど。町全体で、こういうことを心配してやっているのだと、そういうのも必要だから、あえてこれを持ち上げたのです。買えば1,000円や2,000円で買えるかもしれない。そういうのではなくして、境町は同じバッグを持っているのだと。そういう意味も含めてお願いしているわけです。再度よろしく申し上げます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

まず初めに、産業建設部長。

○産業建設部長（須長 弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、この利用規程の中でやらないというような表現がございましたけれども、ご存じのように境町のお知らせ版の中で、昨年の10月でございますけれども、お知らせをしてございます。そういう中にありますのは、境町で生産された農産物を中心にモニタリングを実施していくというようなことで、やらないものはスーパーマーケット等の小売店で販売されているものや、境町で生産された以外の農産物というようなものについては測定をしませんよという中で実施をしてきているところでございます。

そういう中で、議員ご存じのように最近では、これはテレビ等でも報道されていてご存じかと思えますけれども、特に市販される食品につきましても、各小売店等で独自に検査するというような動きも大変広がってございます。そのような食の安全・安心が確立されつつあるというような状況もございます。そういうことも踏まえまして、あともう一つ、構成市町の利用状況、これらを今精査しているところでございます。市町村によって利用頻度の違いというものが、かなりございます。これらも含めまして、先ほど申し上げましたように利用規程につきましては、補助事業の目的がございまして、利用規程そのものは改正をすることができませんので、運用面での拡大を図る中で、各市町村との調整をする中で、境町における利用の範囲、こういうのももう少し日程的に多くとれるような調整を図りながら、今後も食の安全・安心、さらには安全な産地であるということの証明と確立をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（橋本正裕君） 続きまして、総務部長。

○総務部長（榎場桂一君） それでは、非常用持ち出し袋についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、先進事例等を調査させていただきました。市町村、あるいは東京都内で防災グッズ、非常用袋を配っているという先進事例は少ないようでございます。私も今考えておることは、まずとりあえずというか、真っ先にやることは、これらを含めて、もう一度、防災に関して、町民の皆さんに関心を持ってもらうことが一番であるということで、実はこの3月11日で1年になりますので、これは今週の金曜日に各家庭に配布するチラシでございますが、東日本大震災を契機として、もう一度、防災について考えてください、こういうことについては準備をしてください。避難経路等とか、防災行政無線の乾電池の入れかえをしないと停電のときでも聞こえませんかとか、そういうことを書いたものを今週の金曜日に配布させていただきたいということで考えております。

それから、もう一つなのですが、この防災につきまして、毎回、毎回チラシを配布するのも大変なものですから、お知らせ版には毎回必ず特集でわかりやすいもの、文書とそれからイラストを入れて、そんなに大きくなくても、皆さんが目につくように、こういうことに注意してください、これもやってください、あれもやってくださいということで、この次から防災に関して、既に係に指示を出してあります。町民の皆さんが、非常用持ち出し袋については、家族でそれぞれが用意することによって、この防災の、では私は何を入れますよ、お父さんは何を入ってくださいね、どうする、そういうことで、先進事例を見ますと、そういう話し合うことによって家族間の防災意識が高まるというようなことも大分あ

るようでございます。そういうことも含めまして、お知らせ版の中にも、そういうことを毎回、毎回町民の皆さんには、防災意識が薄くならないように、そういうことをまずはやるべきかなということ考えておりますので、ひとつご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） 再度確認の意味で産業建設部長さんをお願いしたいのですけれども、そうすると、購入はしない、まず1点。購入しないけれども、要するに使い道の範囲を広くするとか、そういうことだったですね。さっき私が冒頭に言ったような言葉の中のもの是对処できるのですか、もう一度確認したいのですけれども、例えば自分でとったキノコとか、川魚とか、猟でとった獲物とか、そういうものに対しても受け付けてやってくれるということですか、再度確認したい。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（須長 弘君） 交付金の活用については、私どものほうでこうするというような判定はできませんので、控えさせていただきますけれども、測定につきましては、今までに肉はやったことはございます。魚関係につきましては、実際どのような形でやっていいのか、ミンチ状にするのが、恐らく基本だとは思いますが、その辺の技術的な習得、こういうものも必要になるのかなと思っておりますので、そういう部分を習得しながら、なるべく多くの品物に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） 済みません。町長のほうからお答えというか、お話をお願いします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 先ほど産建部長が答えましたとおり、運用面で、正直申し上げまして、当初購入したばかりのときはモニタリングでいっぱいするときもあったのです、実を言いますと。ただ、お断りしたというのは1件もないそうです。先ほど確認しました。先ほど申し上げましたとおり、町で生産されているもの、つくられているもの、そういうものについては、持ってきて、すぐにやってください、きょうはできませんよというのはあったそうですけれども、やりませんというのは1件もないというふうに先ほど調査をさせました。

それともう一つは、例えばここの畑のをきょう検査をやったと。次の日に、この隣のものを持ってきたときは、きのうこういう結果が出ていますよということで、了解をしていただいたとか、そういうことはあったそうであります。はっきりお断りしたというのがあれば、私にぜひ教えていただきたいのですよ。それは私の職員に対する指導が間違っていることになりますので、これは間違いなく、購入当初にも申し上げましたとおり、境町で生産されたもの、境町で食するもの、いわゆるスーパーとか、一般で購入したものはやりませんということ、これは当然そういう規定で購入していますから、それ以外のものはやらないということはないのです。ただ、購入当初は、ちょっと混雑していたことは事実のようでありまして、ことしに入ってから、個人からの申し込みはゼロだそうです。これは現実です。です

から、そういう実態であるということも、まず1つはご理解いただきたい。

それと、例えば今度古河市で購入するとかどうかというのは、私は話は聞いたことはないのですけれども、それはそれで物すごくいいのですね、こっちがもっと自由に使えるようになりますから。現在給食センターのほうも、毎週のように最低その週に使うものはやっています。米もやっていますし、パンもやっています。牛乳もやっています。先ほど申し上げましたとおり、パンでも米でも牛乳でも安全なものしか出回っていないわけなのです、基本的には。でも、子供たちの食べるものですから、町としては、これは検査しましょうということで、検査をさせていただいています。そういう状況でありますので、本当にそれが必要かどうかということが、まず第一なのですけれども、今の体制では対応できないということでは、これは考えなければいけないと思います。さっきの空気のやつと同じでありまして、みんなが実際困った、困ったという状況であれば、これは当然考えなくてはいけません。ただ、現状のままですと、今の器械の運用で十分対応できるのではないかというふうに思っています。

それともう一つ、問題なのは人の問題なのです。農政商工課、あるいは生活安全課、給食センター、給食センターは給食センターで行ってはかっているのだな。

〔「そうです」と言う者あり〕

○町長（野村康雄君） そういう状況ですから、先ほど申し上げましたとおり、県の雇用促進のほうの中で、アルバイト1人、パートを人件費を今年度確保いたしました。それで1年間、放射能の測定、あるいは食品の測定に当たらせる予定でいますので、今までより職員の負担も少なくなる。職員は、ほかの仕事もやっていたから、どうしても負担が多いということもありまして、言葉遣いの間違い等もあったのかなというふうに理解していますので、そういう意味では、新年度からは、そういう体制もしかせていただきますので、より融通がきくようになると思います。ただ、1つだけ申し上げておきますけれども、きょう持ってきて、すぐはかってくださいというのは、これは不可能でございますので、これだけは。これはどこへ持っていっても不可能だと思います。町の水道水だって、きょう持って行って、あしたしかはかってもらえないのです、検査機関へ持っていったって。これはどこでもそうだと思います。今持ってきて、これすぐはかれと言われても、これは器械の性質上できないということもご理解をいただきたいと、こう思っています。

いずれにしても、渡邊議員さんの趣旨は、よくわかりました。交付金で買ったらどうだと、ほかへ使わないで、そっちへ使っているのではないかということだと思いますけれども、先ほど総務部長も申し上げましたとおり、まず意識の高揚、1年たって、2年たつてとすると、どうしても災害というのは忘れてしまいがちなのです。そういうものを住民の人たちに意識をしっかりと持っていただく中で対応できるような体制をとっていききたい。とりあえず倉庫と食品の保管とか、そういうものの準備を進めています。そういうものも行く行くは、学校単位ぐらいには全部準備をしなくてはならないのかなという気もいたします。そういうものも含めて、何が最優先すべきかということを考えながら対応していききたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

〔何事か言う者あり〕

○議長（橋本正裕君） 1項目めについてはよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（橋本正裕君） これで1項目めについての質問を終わります。

次に、2項目めに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔教育長 佐怒賀政守君登壇〕

○教育長（佐怒賀政守君） 続きまして、私のほうから渡邊昇議員さんの2項目めの、以前にも取り上げた子ども手当の一部を就学生（全員対象）の給食費に町では充てられないのか、その後についてのご質問にお答えをしたいと思います。

子ども手当につきましては、議員ご存じのように子ども手当の支給に関する特別措置法が、平成23年10月に改正されております。保護者の同意のもと、申し出により子ども手当から給食費や学校の教材費の納付が可能になりました。

今回の制度改正を踏まえまして、昨年12月中旬に、子ども手当の主管課であります福祉課及び学校等の関係機関と協議を行いまして、年度途中の改正でありましたので、この制度をより効果的に実務に反映させるため、対象者を限定しまして、未納者の削減を図るべきとの意見が集約されたところでございます。

こうしたことから、今回の対象者につきましては、給食費を年度当初から滞納している保護者を対象者と限定しまして、学校と連携しながら事務手続を進め、積極的に未納者の削減に向け、取り組んできたところであります。その結果、小中学校合わせて23名の中から9名の保護者から申し出がありまして、給食費が納入されたところであります。

子ども手当の一部から就学生全員を対象に、給食費に充てることにつきましては、今後さらに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、納付金額等詳細については、給食センター所長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本正裕君） 続きまして、給食センター所長。

〔給食センター所長 台 章君登壇〕

○給食センター所長（台 章君） それでは、先ほど教育次長のほうから説明があったとおり、対象者23名中9名で給食費のほうへ31万500円を納入させていただきました。その後ですが、滞納整理でお約束していた家庭がございまして、2月の子ども手当の支給以後に3名の方から約8万1,850円ということで、過年度分に2名の方、もう一方につきましては、今年度分ということで、一括納付をしていただきました。そのような状況でございますので、給食センターにおきましては、未納者の削減に向けて取り組みを積極的に行っているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） そういう制度を使って未納者が減ってきたということで、大変ご苦労さまでございます。次長のお話の中で、今後いろいろなところで協議して検討していくという中で、まず該当す

る保護者にアンケートと言っているのか、ちょっとわかりませんが、そういうもので、もしできるのだったら、例えば町の子ども手当から給食費を引いていいですか、悪いですか、そういう項目をつかったアンケート方式で調査してみるのもいいのではないかと思いますので、その辺をお願いしておきますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本正裕君） 答弁はよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（橋本正裕君） これで2項目めについての質問を終わります。

次に、3項目めに対する答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 鈴木 孝君登壇〕

○民生部長（鈴木 孝君） 続きまして、自殺防止対策について、町の現況と取り組みはとのご質問にお答えをいたします。

我が国の年間自殺者数は、平成10年以降約3万人、県内では約700人の高い水準で推移しております。また、境警察署管内での自殺者数は、平成22年において32人となるなど憂慮すべき事態であり、自殺防止対策が急務となっております。

このため、平成18年には自殺対策基本法が、平成19年には自殺総合対策大綱が国において制定され、これに基づきまして、国と地方が連携・協力して、現在自殺総合対策を進めているところでございます。

本町におきましては、地域自殺対策緊急強化基金を活用いたしまして、補助率10分の10の補助事業により、昨年度から相談支援体制の強化、普及啓発等を重点的に取り組んでいるところでございます。

自殺は、社会構造の問題などを背景に、健康問題、経済、生活、家庭問題など、さまざまな要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死であることが少なくありません。

これらに対応するため、福祉課職員が自殺の一因となる精神障害、生活困窮、虐待、高齢介護等、家庭内の諸問題を中心に定期訪問、電話連絡等を含めた相談業務を行っております。

また、多重債務につきましても、自殺との関連性もあることから、司法書士等の専門家につなげる多重債務相談を実施いたしまして、これまで8回、15件の相談件数がございました。

普及啓発関係では、啓発用パンフレットを作成いたしまして、3月の茨城県自殺防止月間に合わせ、全戸配布をしたところでございます。また、昨日も古河保健所の職員、民間のボランティア、そして町の職員により、当庁舎玄関において啓発グッズの配布などの活動を行ったところでございます。

自殺を少しでも減らしていくためには、我々一人一人が自殺の実態等の理解を深め、周囲に対する気づきや見守りなど、適切に対応していくことが求められております。

自殺者の多くは、自殺の直前に、うつなどの精神状態を発症していることから、自殺対策の一環として、うつ病の理解を深めることも急務であり、早期発見・早期治療につなげる普及啓発についても今後図っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） 部長のほうから年間全国で3万人、茨城県で700人という数字を挙げていただ

きましたが、聞いていれば、そうでもないのかなと思うけれども、これは交通事故死から比べると、事故死は全国で年間4,700人、6倍、茨城県で事故死が169人、これが700人、既に6倍強の自殺者が出ているということで、私は大変な心配事ではないかと思っております。

なぜこういうふうになってきたかということは、今、部長のお話の中からいろいろありますが、特に健康面から来ているということで、言い方は悪いですが、うつ病的な方が大体だということで、これもうつ病になるにはいろいろ理由はあるし、また次には経済問題、20%近くは経済的なもので追い込まれていると。その次は家庭問題、これが9.6%という数字が出ています。こういう中で、行政としては、これは心配しなくてはならない、これからの大きな課題だと思います。

日本は、自殺大国と言われているということですから、これから取り組んでいかないと、人口が減る茨城県境町において、どんどん減ってしまう。まだ働けるのに、まだ健康でいられる方が、こういうことで命を落とすということは、私は非常に心配だという面で、これからは民生部、健康保健センターあたりを中心に、これからは難しい問題であろうと思うけれども、いろいろな大変な思いをして、少しでも防げればと思っておりますが、その辺についてお答えいただければと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（鈴木 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

自殺の問題は大変難しい問題であるということで、実は茨城県が昨年度でしたけれども、県が中心になりまして、ゲートキーパーの研修を職員対象に現在行っておりまして、当境町でも職員がその研修を受けております。ゲートキーパーというのはどういうことかといいますと、我々は日々住民の方々と接する機会が大変多うございます。特に税務課、住民課、福祉課などは、いつも住民の方々と相談だとか、そういったことで接する機会がございますけれども、そういった業務の中で、住民の方々のいろいろなお話を聞いていて、どうも問題がありそうだと、うつ病の可能性があると、そういったときには、私もはそれを受けて、速やかに関係機関に報告して専門家の対応につなげると、そういったことでございます。それがゲートキーパーと言われる、我々に与えられた職務でございますけれども、そういう研修を職員が既に1回受けております。

あわせて、例えば3月には民生委員協議会がございますけれども、その中でも保健所の保健師さんをお呼びで、このゲートキーパーの研修を予定しております。そういうことが積み重なっていくことによって自殺に対する理解と対応の仕方ですね、そういったことが深まっていくのではないかと考えております。今後とも、そういう地道な努力を続けてまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） ありがとうございます。県の衛生部、また古河保健所あたりに聞きますと、町の職員、あとは民生委員の方にも、そういった意味で講習や研修をやっているという話を聞いておりましたので、もう少し早目にこういうのができていなかったのかと私は思っております。民生委員の方まで講習や研修をやっているという話をずっと前に聞いておりますので、境町は遅れているのではない

かという意味もあったので、お聞きしました。

以上です。

○議長（橋本正裕君） これで3項目めについての質問を終わります。

次に、4項目めに対する答弁を求めます。

産業建設部長。

〔産業建設部長 須長 弘君登壇〕

○産業建設部長（須長 弘君） 私のほうから最後に、耕作放棄地再生利用交付金の活用状況と今後の見通しはのご質問にお答えをさせていただきます。

耕作放棄地再生利用交付金制度であります。世界の食料需給の逼迫傾向、さらには我が国の農地面積の減少など、食料と農業をめぐる諸情勢が変化をする中で、国民に対する食料自給率の強化を図るといようなことから、平成22年3月30日に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画におきまして、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地の再生・有効利用を図ることが掲げられまして、耕作放棄地の再生・利用や農地利用調整等の取り組みを支援するための対策として設けられてございます。

当町におきまして、耕作放棄地につきましては、平成21年から平成22年にかけて、調査結果によりますと、36ヘクタールを把握しているところでございます。しかしながら、耕作放棄地再生利用交付金の活用等につきましては、現在のところございません。今後におきましては、耕作放棄地の解消に向けまして、県及び関係機関、団体等と連携を図り、推進をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） 農家の利用者がいないということに対しては、どうしようもないのですが、2009年6月に国から7億2,600万円が茨城県に交付されているということの中で、境町で全然ないなんてことはもったいないなと私は思っていて、この交付金の期限が平成25年度で終わるという話を聞いております。あと、1年か2年、そのぐらいしかないのにゼロなのかと思って聞いておりました。

そこで、ここ1週間ぐらい、農政商工課の方々で夜遅い時間に米の生産調整の説明会をやっております。大変ご苦労さまでございます。そういう中で新しい地域農業の将来ということで、人・農地プランの問題に対する意向調査などをもって、これから真剣に、農地を再利用して、どうやったらいいかというお話を聞きました。そういう中で、それに移動して考えて、何でさっきの耕作放棄地がゼロなのか。それはそれで別で今度のやつなのか、その辺を聞きながらお話をいただければと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（須長 弘君） お答えをさせていただきます。

基本的に人・農地プランとは別な部分でございます。しかしながら、人・農地プランにつきましては、ご存じのように集落が抱える課題というようなことも、人・農地プランの中で整理をしていくことになってきますので、特に農地の集積というような部分も、この新しいプランの中では設定をされますので、耕作放棄地につきましては、当然つくれない人が放棄をするわけでございますので、生産意欲のある新

しい方、そういう方がおれば、そちらのほうで利用について活用していただくというふうな形で、耕作放棄地の有効利用を図ることも可能であるかと思っておりますので、その辺につきましても、十分検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） この間の集落説明会等を受けた中で、これからの新しいプランに対しては軽く流してくれたと思えますね、農政商工課の職員の方は。そういう意味で、これを本気になって考えると、やらなくてはならない。また、これを待っている方もいると思っておりますので、そういう中で大変だと思えますけれども、これを集落の中で本気になって考えている人に説明会等でお話をさせていただいて、やっていただければと、私チラシを見た範囲なのですが、そう思っておりますので、この間の説明会程度で、これを話し合うと、それほど真剣にならないなと思っておりますので、大変ですけれども、再度もっといい方法で、集落説明会ができればと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（須長 弘君） お答えをさせていただきます。

今回説明会の中でもご案内申し上げましたとおり、意向調査というものを実施することになってございます。それらの意向調査等の集計をいたしまして、それらを踏まえまして、できることならば各集落ごとに再度のいろいろな話し合いをしていければというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） そういうことで、今回の農政問題も本当に高齢化した中で取り組まなくてはならない、ほうっておくと耕作放棄地がどんどんふえてしまいますから、この辺本当に真剣に、また大変ですが、よろしくお願い申し上げまして、私のきょうの一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（橋本正裕君） これで渡邊昇君の一般質問を終わります。